

## 令和7年4月より入院時の食費が見直されます

令和7年3月24日厚労省告示により、4月1日からの入院時の食費が見直されます。  
詳細については下表ご参照ください。

表1

食事療養標準負担額						
区 分				食事代(1食あたり)		
				従来	4月1日以降	
課 税 世 帯				490円	510円	
非課税世帯	70歳未満		過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	230円	240円
				91日目から	180円	190円
	70歳以上	低所得Ⅱ		90日まで	230円	240円
				91日目から	180円	190円
		低所得Ⅰ		110円	110円	

表2

生活療養標準負担額（療養病床入院の65歳以上の方）						
区 分				食事代(1食あたり)		
				従来	4月1日以降	
課税世帯	医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ			①490円 <sup>※</sup> ②450円	①510円 ②470円	
非課税世帯	65歳以上～70歳未満		医療区分Ⅰ		230円	240円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	230円	240円
				91日目から	180円	190円
	70歳以上	低所得Ⅱ	医療区分Ⅰ		230円	240円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	230円	240円
		低所得Ⅰ		医療区分Ⅰ		140円
医療区分Ⅱ・Ⅲ			110円	110円		

※①は管理栄養士等による適温食事提供等を満たす保険医療機関、②はそれ以外